

黒潮町定住促進住宅入居者募集要項

黒潮町では移住を促進し、子育て世帯を中心とした定住人口の増によるコミュニティの活性化、地域振興を図ることを目的として定住促進住宅を設置しています。

1. 施設の名称

黒潮町定住促進住宅（上分1）

2. 場所

幡多郡黒潮町佐賀 1491

3. 建物の概要

木造 2 階建 床面積 82.94 m²

4. 家賃

月額 2 万円

ただし、町長は、物価の変動等に伴い利用料を変更する必要があるときは、貸借契約期間中であっても、利用者と協議の上、利用料を変更することができるものとするただし、町長は次の項目に該当する場合には家賃を変更することができるものとします。

※上記家賃以外にも光熱水費等は自己負担となります。

5. 入居者の資格

定住促進住宅に入居できる者は、その者又は同居する者が黒潮町暴力団排除条例（平成22年条例第23号）第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員等でない者であって、次の各号全てに該当する者とします。

- （1）町外から転入して黒潮町に居住しようとしている者
- （2）2人以上で世帯を構成し、継続して黒潮町に居住する意思がある者
- （3）黒潮町移住者住宅支援協議会へ住宅情報を得るための登録またはその見込みのある者

6. 入居者選考

前述の入居資格に基づき、書類選考のうえ入居者を決定します。

入居の可否に関する選考結果については、郵送にて通知いたします。

入居の決定通知を受けた者は指定期日までに誓約書及び契約書を提出して

下さい。

7. 入居開始時期

契約終了後

8. 募集受付期間

平成30年4月27日～平成30年5月18日 17:00 必着

※応募については持参又は郵送のみの受付となります。

(メールやFAXは受付不可)

9. 提出書類

下記(1)～(5)の書類を提出又は郵送して下さい。

※一部発行に手数料が必要になります。

(1) 入居申込書(様式1)

(2) 住民票

- ・続柄が記載されたもので、入居しない家族も含め現在同居中の家族全員のものが必要です。(婚約者も同様です)
- ・別居中の方で入居時同居する親族がある場合は、親族関係を証明できる戸籍、又は住民票が必要です。

(3) 所得証明書

- ・前年の1月1日現在に住民登録をしている市町村で発行しています。
- ・入居しようとする方で、児童・生徒及び学生を除く全員の直近年度の所得証明書が必要です。(扶養親族等省略していないもの)
- ・収入がない場合も必要です。

(4) 納税証明書

- ・入居しようとするもので、課税対象者全員の分が必要です。

(5) 黒潮町移住者住宅支援協議会 情報利用登録申込書(※)

- ・上記協議会に未登録の方、又は今後に登録を予定されている方のみ必要です。

(※) 登録済の方は不要です

10. お問い合わせ先

黒潮町役場本庁総務課 企画振興係

住所〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

TEL : 0880-43-2177 (直通) / FAX 0880-43-2788